

質問に対する回答書

津別町

事業名：津別町水道自動検針用無線端末購入

番号	質問内容	回答
1	参加申し込みにあたり「参加申込書」「会社概要」「事業実績書」の他に「法人登記事項証明書」、「定款」、「納税を証明する書類」、「直近2年間の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書」が様式集の目次に記載されております。入札参加資格申請時に提出済のものもございますが、こちらも改めて提出が必要という認識でよろしいでしょうか？	・「参加申込書」「会社概要」「事業実績書」は必須です。 ・また、実施要領5「参加資格」に記載のとおり、「入札参加資格登録がなされていないものは、同様の条件が備わっているかの確認を様する」ため、入札参加資格がないものは上記の他「法人登記事項証明書」、「定款」、「納税を証明する書類」、「直近2年間の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書」を提出してください。 ・そのため、既に当町の入札参加資格を有しているものは、上記書類の提出は不要です。
2	・企画提案書は提出いたしますが、当日のプレゼンテーションにおいては企画提案書の内容を抜粋した別の資料（プレゼン専用資料）を映し出してプレゼンテーションを実施することは問題ありませんでしょうか？ ・また、その場合、内容を抜粋したプレゼン専用資料は事前に提出（書類とPDFデータ）は必要でしょうか？	・企画提案書の内容に沿っているものであれば可です。企画提案書の内容から逸脱している内容は認めません。 ・なお、企画提案書も含め事前に内容を確認するため、事前に印刷物とPDFデータ提出をお願いいたします。
3	実施要領2（4）イ：自動検針システムと料金調定システムの連携（無線通信端末から取得したデータを、料金調定システムに取り込み、実際の請求に反映するタイミング）はいつ頃までを想定しておられますでしょうか	契約後、速やかに関係者間で打合せを実施し、自動検針システムと料金システム間の運用テストを完了したいと考えております。その点については、選定された後の契約交渉時に関係者間で詳細協議させていただきたいと考えております。
4	実施要領6（3）及び7（2）ウ：事前必要提出書類、及び企画提案書等の提出は郵送に限るもので、持参も認められないのでしょうか。	記載のとおり、配達証明付郵送のみでお願いいたします。
5	実施要領8（1）ア及び9（4）（5）：価格評価に関する事項は、別紙見積書の形式で添付する形で可でしょうか。	企画提案書の中に記載いただいても、別紙の見積書としてご提出いただいても問題ありません。
6	実施要領8（2）：プレゼンテーション及びヒアリングに参加可能な人数の上限がありましたら、回答、若しくは通知の際にご教示頂きたく存じます。	参加者様の待合室や会議室のスペースの関係上、上限4名でお願いいたします。
7	実施要領8（2）：プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、提出する企画提案書に含まれない、動画の再生や、システムのデモンストレーションを実施しても差し支えないでしょうか。より製品の使用感が伝わりやすいご提案を実施したく存じます。	企画提案書に含まれない内容の資料等の作成、動画の再生やデモンストレーション等は認められません。
8	実施要領9（4）ア：「設置に伴う端末設定費用」とは、自動検針システムへのマスタ登録等の作業を指すものであり、現地での端末設置工事等ではないという認識でお間違いないでしょうか。 ※仕様書3（2）アにて、設置工事は本事業とは別との記載あり	ご認識の通りです。端末を使用できるようにするために自動検針システム側でマスタ登録や設定等が必要で、その際に費用が発生する場合は見積書に反映してください。なお、設置工事の際にマスタ登録や設定等をその場で行う必要があり、その際に費用が発生する場合も見積書に反映してください。
9	実施要領9（4）イ：「津別町のLGWAN、インターネット環境から接続可能とするためのセットアップ費用」とありますが、インターネット環境からのみの接続でも宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	インターネット環境から弊社自動検針システムに接続する場合、貴町の既存のPC端末（LGWAN回線から独立した、インターネット回線接続用の端末を想定）やインターネット回線を使用することは可能なのでしょうか。若しくはそのためのPC端末やインターネット回線、及び回線のランニングコストは、受託者側が新たに手配・支払をする必要があるのでしょうか。	・当町の既存のインターネット環境から、貴社システムに接続できる場合は既存PC端末やインターネット回線を使用することは可能です。 ・貴社システムに接続するにあたって専用回線等を新たに敷設、契約等が必要な場合は、その旨を明示し、それに係る内訳費用を見積書に反映してください。
11	LGWAN回線からの接続を要する場合、運用の為に求められる通信速度に指定はありますでしょうか（1Mbps、100Mbpsなど）。若しくは参考として、既存のシステムでの仕様などをご教示頂けますと幸いです。	・通信速度に指定はありませんが、貴社システムが保有する機能を用いて各種業務を遂行する際にデータ通信（上下方向）に支障が出ないレベルの通信環境を用意してください。 ・なお、既存システムでの仕様については、貴社システムとデータ通信の頻度、データ容量等が異なる可能性があることから参考開示はいたしません。
12	実施要領9（4）イ：「津別町料金システム連携費用」とありますが、同章（4）にて「システム連係に係る津別町料金システム側の改修費用は含まないものとする」と記載あります。こちらは「事業においてはプロボーザルに参加した受託者から調達するものではない（貴町が直接、システムメーカー様より調達する）ものであるが、選定上の参考として、プロボーザルに参加する各社を通じて価格の提示を求める」という認識でしょうか。	まず、記載の「料金システム連係費用」の定義について御社と当町で認識相異があります。本項目は「自動検針システム」から「料金システム」へ検針CSVデータを取り込む際に費用が発生する場合、見積に反映していただきたい旨を差しいております。料金システム改修費用ではありません。
13	料金調定システム連携費用について、プロボーザルに参加する各社から提示を行う場合、弊社の一存では価格をご提示できない為、貴町料金調定システムメーカー様のご連絡先とご担当者様をご教示頂きたく存じます。	料金システム改修費用は町の負担のため、提示は不要です。（例えば御社が当町の料金システム会社と事前打合せの上、料金システム改修費を算出し当町へ見積金額提示することは不要） なお、事業者選定後に当町で料金システム改修を行う際には、自動検針システムから出力されるCSVデータの提供やシステム説明、料金システム会社を含めた打合せなど、改修に必要な部分については協力をお願いいたします。
14	仕様書2（1）イ：無線通信端末の仕様として「屋外設置型」とありますが、こちらは風雨等に耐えうる防水性を備えた機器で差し支えない（水没等を想定した完全防水までは求めない）という認識でお間違いないでしょうか。	ご認識の通りです。屋外設置型でお願いいたします。
15	「様式4 会社概要」の情報は本社情報等になるものもあると存じますが、「様式1-1 参加申込書」や「様式7 企画提案書提出届」は、支店の情報と支店長の押印で差し支えないでしょうか。	入札参加資格を取得した際と同様でお願いします。
16	本社の代表者印（社長印など）が必要な場合は、押印から郵送等に要する時間の都合を鑑み、原本ではなく、スキャンしたPDF等の電子データを印刷したものでよろしいでしょうか。	原本の提出をお願いいたします。
17	「事前必要提出書類」については1部ずつの提出でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。